

市第1号議案

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正
横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月23日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同欄の事務に対応する同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第1の3の項中「法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの」を「規則で定めるもの」に改める。

別表第2の3の項中「法別表第2の26の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの」を「規則で定めるもの」に改め、同表の5の項中「法別表第1の84の項に規定する主務省令で定める事務（

地域生活支援事業の実施に関する事務に限る。）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの」に改め、「（平成17年法律第123号）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（個人番号の利用範囲等）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う特定個人番号利用事務法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

（第2項省略）

3 市長は、特定個人番号利用事務法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報同欄の事務に対応する同表の第4欄に掲げる特定個人情報その他規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

（第4項及び第5項省略）

別表第1（第4条第1項）

機 関	事 務
(省 略)	
3 市 長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であつて <u>規則で定め</u> るもの 法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの

別表第2（第4条第1項及び第2項）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
(省 略)		
3 市 長	<p>生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって<u>規則で定めるも</u> <u>法別表第2の26</u> <u>の</u> <u>の項に規定する主務省令で</u> <u>定める事務に準ずるもの</u></p>	<p>医療保険給付関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、年金給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの</p>
(省 略)		
5 市 長	<p><u>障害者の日常生活及び社会</u> <u>法別表第1の84の項に規定</u> <u>生活を総合的に支援するた</u> <u>する主務省令で定める事務</u> <u>めの法律（平成17年法律第</u> <u>（地域生活支援事業の実施</u> <u>123号）による地域生活支</u> <u>に関する事務に限る。）</u> <u>援事業の実施に関する事務</u> <u>であって規則で定めるもの</u></p>	<p>地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） 第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの</p>